

熊本県、岡山県、愛知県半田市の条例調査（ATM操作時の携帯電話の使用について）⇒ 留意事項

熊本県（県民を特殊詐欺被害から守る条例）

【平成21年4月1日施行】

（エー・ティー・エム利用時の留意事項）

第10条 エー・ティー・エムを利用しようとする者は、次に掲げる行為が特殊詐欺の典型的な態様であることに鑑み、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けるよう努めるものとする。

- (1) 変装するなど殊更に利用者が判別されないようにしてエー・ティー・エムを操作すること。
- (2) エー・ティー・エムの操作に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたりエー・ティー・エムを占拠すること。
- (3) 多数の預貯金通帳又はキャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。）を使用して、長時間にわたり、又は反復してエー・ティー・エムを操作すること。
- (4) 携帯電話端末その他の携帯用の無線通話装置を使用しながらエー・ティー・エムを操作すること。

岡山県（岡山県特殊詐欺被害防止条例）

【平成22年4月1日施行】

（被害防止に関する留意事項）

第10条 県民は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) A T Mを利用しようとする場合にあっては、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。

イ 携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置を使用しながらA T Mを操作すること。

- ロ 多数の預貯金通帳又はキャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。）を使用して、長時間にわたり、又は反復してA T Mを操作すること。
- ハ A T Mの操作に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたりA T Mを占拠すること。
- ニ 変装する等殊更に容姿が判別されないようにしてA T Mを操作すること。

愛知県半田市（半田市振り込め詐欺等被害防止に関する条例）

【平成29年7月12日施行】

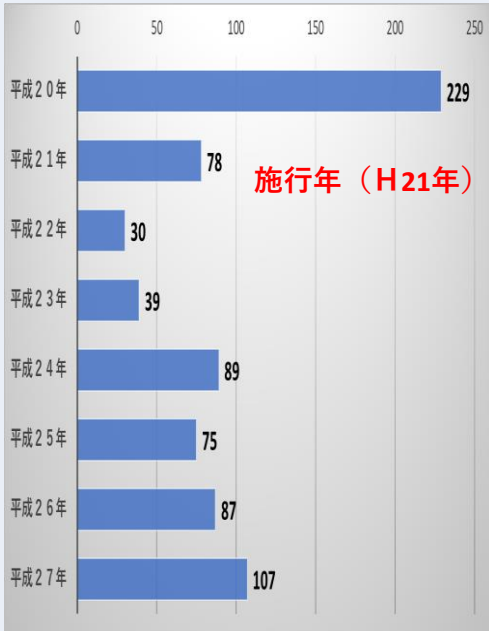
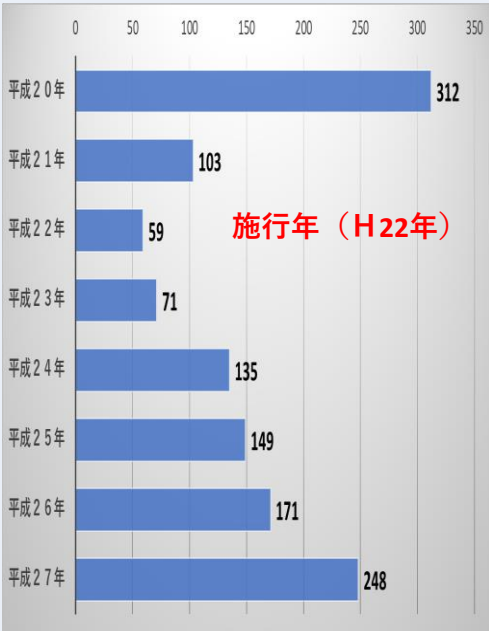
（被害防止に関する留意事項）

第七条 市民は、振り込め詐欺等の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 ATMを利用しようとする場合にあっては、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。

イ 携帯電話その他の携帯用の無線通話装置を使用しながらATMを操作すること。

- ロ 多数の預貯金通帳又はキャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。）を使用して、長時間にわたり、又は反復してATMを操作すること。
- ハ ATMの操作に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたりATMを占拠すること。
- ニ 変装する等殊更に容姿が判別されないようにしてATMを操作すること。

	確認事項	熊本県条例 （施行年 平成 2 1 年）	岡山県条例 （施行年 平成 2 2 年）	愛知県半田市条例 （施行年 平成 2 9 年）																																				
1	ATM操作時の携帯電話の使用に関して条例に定めた経緯	施行当時、特殊詐欺が多発していたので、条例を立案。	当時の特殊詐欺の手口や発生状況を踏まえて、熊本県条例を参考にした。	施行当時、特殊詐欺が多発していたので、条例を立案。																																				
2	罰則規定や義務規定を検討したか否か	義務規定や罰則規定を検討したかどうか不明との回答。	義務規定や罰則規定を検討したかどうか不明との回答。	義務規定や罰則規定を検討したかどうか不明との回答。																																				
3	条例の周知方法	報道発表 ポスター掲示 各関係機関との会議の場で広報等	報道発表 パンフレット配布 各関係機関との会議の場で広報等 （※平成 2 2 年 7 月、振り込め詐欺撲滅県民大会を開催。）	報道発表 ポスター掲示 広報誌掲載 各関係機関との会議の場で広報等																																				
4	施行前後にかかる発生件数の推移	 <table><tr><th>年</th><th>発生件数</th></tr><tr><td>平成 2 0 年</td><td>229</td></tr><tr><td>平成 2 1 年</td><td>78</td></tr><tr><td>平成 2 2 年</td><td>30</td></tr><tr><td>平成 2 3 年</td><td>39</td></tr><tr><td>平成 2 4 年</td><td>89</td></tr><tr><td>平成 2 5 年</td><td>75</td></tr><tr><td>平成 2 6 年</td><td>87</td></tr><tr><td>平成 2 7 年</td><td>107</td></tr></table>	年	発生件数	平成 2 0 年	229	平成 2 1 年	78	平成 2 2 年	30	平成 2 3 年	39	平成 2 4 年	89	平成 2 5 年	75	平成 2 6 年	87	平成 2 7 年	107	 <table><tr><th>年</th><th>発生件数</th></tr><tr><td>平成 2 0 年</td><td>312</td></tr><tr><td>平成 2 1 年</td><td>103</td></tr><tr><td>平成 2 2 年</td><td>59</td></tr><tr><td>平成 2 3 年</td><td>71</td></tr><tr><td>平成 2 4 年</td><td>135</td></tr><tr><td>平成 2 5 年</td><td>149</td></tr><tr><td>平成 2 6 年</td><td>171</td></tr><tr><td>平成 2 7 年</td><td>248</td></tr></table>	年	発生件数	平成 2 0 年	312	平成 2 1 年	103	平成 2 2 年	59	平成 2 3 年	71	平成 2 4 年	135	平成 2 5 年	149	平成 2 6 年	171	平成 2 7 年	248	半田市の発生件数は非公表。
年	発生件数																																							
平成 2 0 年	229																																							
平成 2 1 年	78																																							
平成 2 2 年	30																																							
平成 2 3 年	39																																							
平成 2 4 年	89																																							
平成 2 5 年	75																																							
平成 2 6 年	87																																							
平成 2 7 年	107																																							
年	発生件数																																							
平成 2 0 年	312																																							
平成 2 1 年	103																																							
平成 2 2 年	59																																							
平成 2 3 年	71																																							
平成 2 4 年	135																																							
平成 2 5 年	149																																							
平成 2 6 年	171																																							
平成 2 7 年	248																																							